

リスク分析の作業原則素案（加盟国を対象）について

1 コーデックスにおけるリスク分析の作業原則に関する議論の経緯

第 22 回総会 (1997 年 6 月)	リスク分析に関する行動計画の一環として、一般原則部に「リスク分析の作業原則」を作成するよう要請する。
第 13 回一般原則部会 (1998 年 9 月)	リスク分析の作業原則の検討を開始する。
第 16 回一般原則部会 (2001 年 4 月)	リスク分析の作業原則の対象をコーデックス委員会の枠組みの中のみ、加盟国、その両方のいずれにするべきであるかについて総会に質問する。
第 24 回総会 (2001 年 7 月)	リスク分析の作業原則の策定に当たり、まずコーデックス委員会の各部会を対象としたものをまず作成し、これに引き続き又は並行的に加盟国を対象としたガイダンスを作成することが了承される。
第 17 回一般原則部会 (2002 年 4 月)	加盟国を対象とする作業原則の策定を開始することが決定される。
第 26 回総会 (2003 年 6-7 月)	コーデックス委員会各部会を対象とする「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」が採択。

2 リスク分析の作業原則素案（加盟国を対象）の構成

本素案は、第 26 回総会で策定されたコーデックス委員会を対象とする作業原則のうちコーデックス委員会の手続きに固有の部分を除き、加盟国が実施すべきリスク分析について記載されている。本文書はコーデックス委員会各部会向けと同様、「範囲」、「リスク分析一般事項」、「リスク評価方針」、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の条項で構成されている。

3 主な論点

(1) 本文書策定の必要性

本文書の策定は不要とする意見の国もあり、その理由は以下のとおり。

- ① 個別分野ごとに加盟国が適用するリスク分析のガイダンスが既に存在するかあるいは策定中であり（食品衛生及びバイテク分野）、一般的な原則が改めて必要か。

- ② WTO・SPS 協定の適用、特に予防措置 (Precaution) との関係で適切でない。(注) ただし、WTO は、リスク評価の実施方法に関する政府に対するガイダンスをコーデックスが策定することを歓迎している。)
- (2) 予防措置を含むリスク管理の部分について合意が困難であると考えられるので、以下の点について検討する必要があるかもしれない。
- ① この文書に、リスク管理に関する部分を含めるべきか否か。
 - ② リスク管理に関する部分を含めるとして、予防措置 (Precaution) に関する部分を含めるかどうか (パラグラフ 9 の予防措置に関する一般的言及は残す。)
 - ③ リスク管理の部分については、FAO/WHO のリスク管理及び食品安全に関する専門家コンサルテーションの勧告を参照することとして、これに置き換える。

4 我が国の考え方

リスク分析の原則は、加盟国にとって有益なものであり、予防措置についても、リスク分析の原則中に適切に位置付けられるべきである。

(参考) WTO・SPS 協定 (第 5 条 7)

加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。